

## 報告事項No. 6

### 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発 生 局 名	専決処分 年 月 日	損 害 賠 償 の 額	被 害 者	事 件 の 概 要
1	教育委員会	4. 6. 23	円 34,936	(ア)中原区 在住者	令和4年5月20日、市立学校の校庭で、剪定した樹木の枝が落下し、隣接する被害者(ア)及び(イ)所有の建物の窓ガラスを破損させたもの
				(イ)中原区 在住者	
2	教育委員会	4. 6. 30	円 32,310	東京都目黒 区在住者	平成15年1月21日、市立学校の教室で、休み時間中、他の児童が回したこまが、被害者に当たり、負傷させたもの